

# 食品衛生法に基づく食品の製造に用いられる水の水質基準値表

食品、添加物等の規格基準：厚生省第370号告示（施行日：昭和34年12月）

水質基準項目		水質基準値	定量下限値	検査方法
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	—	標準寒天培地法
2	大腸菌群	検出されないこと。	—	乳糖ブイオン-フリアントグリーン乳糖胆汁ブイオン培地法
3	カドミウム	0.01mg/L以下であること。	0.001 mg/L	ICP法
4	水銀	0.0005mg/L以下であること。	0.00005 mg/L	還元気化-原子吸光光度法
5	鉛	0.1mg/L以下であること。	0.005 mg/L	ICP法
6	ヒ素	0.05mg/L以下であること。	0.005 mg/L	水素化物発生-原子吸光光度法
7	六価クロム	0.05mg/L以下であること。	0.005 mg/L	ICP法
8	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L以下であること。	0.001 mg/L	IC-PC法
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下であること。	0.1 mg/L	イオンクロマトグラフ法
10	フッ素	0.8mg/L以下であること。	0.05 mg/L	イオンクロマトグラフ法
11	有機リン	0.1mg/L以下であること。	0.02 mg/L	吸光光度法
12	亜鉛	1.0mg/L以下であること。	0.01 mg/L	ICP法
13	鉄	0.3mg/L以下であること。	0.03 mg/L	ICP法
14	銅	1.0mg/L以下であること。	0.01 mg/L	ICP法
15	マンガン	0.3mg/L以下であること。	0.005 mg/L	ICP法
16	塩素イオン	200mg/L以下であること。	0.2 mg/L	イオンクロマトグラフ法
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。	1 mg/L	滴定法
18	蒸発残留物	500mg/L以下であること。	1 mg/L	重量法
19	陰イオン界面活性剤	0.5mg/L以下であること。	0.02 mg/L	吸光光度法
20	フェノール類	フェノールとして0.005mg/L以下であること。	0.005 mg/L	吸光光度法
21	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/L以下であること。	0.2 mg/L	滴定法
22	pH値	5.8以上8.6以下であること。	—	ガラス電極法
23	味	異常でないこと。	—	官能法
24	臭気	異常でないこと。	—	官能法
25	色度	5度以下であること。	0.5 度	透過光測定法
26	濁度	2度以下であること。	0.1 度	積分球式光電光度法